

令和8年

秋の全国交通安全運動フェスタ

みんなでGO！演奏を聴いて、交通安全を楽しく学ぼう！

令和8年9月19日 土

13:00 ~ 14:00

開催場所
吉川市中央公民館
吉川市大字保577

※イベントは天候等により中止となることがあります。



警察官になった気分で、
白バイパトカーに乗って、
記念写真を撮る
ことができます！



当日は、吉川市立中央中学校吹奏楽部の皆さんによる演奏
をお楽しみいただけます。
素敵な音楽とともに、楽しいひとときをお過ごしください。



生活道路における自動車の 法定速度が引き下げられます！！

改正道路交通法施行令施行

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60km/h → 30km/h



▽以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです▽

- 1 道路標識又は道路標識による制限速度が60km/h以上である道路
- 2 道路標識又は道路標識による制限速度が40km/h以上である道路
- 3 道路標識又は道路標識による制限速度が30km/h以上である道路
- 4 道路標識又は道路標識による制限速度が20km/h以上である道路
- 5 道路標識又は道路標識による制限速度が10km/h以上である道路
- 6 道路標識又は道路標識による制限速度が5km/h以上である道路

※道路標識又は道路標識による制限速度が40km/h以上である道路は、その速度が40km/h以上である道路、又は、道路標識による制限速度が40km/h以上である道路とみなされる。ただし、道路標識による制限速度が40km/h以上である道路は、その速度が40km/h以上である道路とみなされる。

地元愛満載の限定ステッカー
を無料でお配りしています。
配布場所など詳細はこちらまで



埼玉県警察ホームページ

埼玉県吉川警察署・吉川地区交通安全協会

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する 法律及び道路交通法の一部改正（令和8年7月21日施行）

令和8年7月21日に自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷処罰法）及び道路交通法の一部が改正され、危険運転致死傷罪の対象となる行為の明確化等や酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為の明確化がなされました。

自動車運転死傷処罰法の一部改正



●いわゆる飲酒類型に係る要件の明確化

危険運転致死傷罪の対象行為のうち、アルコールの影響により「正常な運転が困難な状態」との要件について、「身体に血液1mlにつき1.0mg以上又は呼気1ℓにつき0.5mg以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」と明確化された。

歩行者も自転車も、

反射材を身に付けて目立つ工夫をしましょう！

夜間、ヘッドライトが下向きの車のドライバーからは、正面に人がいても
明るい色の服装で約38メートル
黒っぽい色の服装では約26メートル
まで近づかなければ存在を見ることが
できません。

これらの距離では、車のドライバーが
人に気づいてから急ブレーキをかけても、
衝突前に車は止まれません。

（時速60キロの車の停止距離は約44メートル）

一方で、反射材用品を身に付けている人は、約57メートル以上

車から離れていてもドライバーから見ることができます。（一社日本反射材普及協会調べ）
ドライバーから発見されやすいようにすることが、夜間の交通事故を避けるためには重要です。

夜間、買い物や散歩に外出する際は、歩行者も自転車も、反射材やライトで
自分を目立たせるように工夫をしましょう。

